

**電力先物に係る年度物取引の限月延長に伴う
業務規程の一部改正について**

2026 年 8 月 17 日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、当社のエネルギー市場の電力先物に係る年度物取引の限月を延長することとします。

これに伴い、業務規程の一部改正を行い、2027 年 4 月 26 日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

II. 改正概要

- ・電力先物に係る年度物取引の取引の期限を新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した 5 年以内の各年度とし、5 限月制とします。

（備考）

- ・業務規程第 17 条

III. 施行日

- ・2027 年 4 月 26 日から施行します。
- ・ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該日に施行することが適当でない場合には、当該日から 3 月以内の日で、当社が別に定める日から施行します。

以 上